

第3期

湯梨浜町 障がい者計画

(平成30年度～平成35年度)

第5期

湯梨浜町 障がい福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

第1期

湯梨浜町 障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)

概要版

共に支え合い 笑顔いっぱいの まちづくり



ノーマライゼーションの理念に基づく
共生する社会の実現に向けて



平成30年3月

湯梨浜町

第3期 障がい者計画

計画策定の背景と趣旨

湯梨浜町では平成23年度に「第2期障がい者計画」、平成26年度に「第4期障がい福祉計画」を策定し、障がいのある人の地域生活を支えるための総合的な取り組み及びサービス提供の確立に努めてきました。

これらの計画が平成29年度で終了することから、障がい福祉施策をめぐる最近の動向や、本町の障がいのある人を取り巻く現状、これまでの取り組みの成果と課題等を踏まえ、今後の障がい福祉施策の方向性を定めるための新たな計画として、本計画を策定するものです。

計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「第3期障がい者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「第5期障がい福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「第1期障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

「第3期障がい者計画」は、障がい者を取り巻く幅広い分野にわたる施策を総合的に推進していき、湯梨浜町の障がい者施策の中長期的な指針となるものです。また「第5期障がい者福祉計画」と「第1期障がい児福祉計画」は、障がい福祉サービス及び障がいのある子どもへの支援（通所支援、相談支援）の提供体制の整備を図るために、数値目標やサービス見込量を定めた実施計画に位置付けられます。本計画は、これら3つの性格を併せ持つ計画として、一体的に策定するものです。

また、本計画は「第3次湯梨浜町総合計画」、「第3期湯梨浜町地域福祉計画」におけるまちづくりの基本目標の実現に向け、障がい者施策の観点からその具体化を図る個別計画と位置づけ、両計画との整合性を図っています。「障がいの有無に関わらず、社会を構成する一員として共に生活し活動する」というノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念に基づいて、諸計画との整合・調和を図っています。

第3期湯梨浜町障がい者計画

第5期湯梨浜町
障がい福祉計画

第1期湯梨浜町
障がい児福祉計画

第3次湯梨浜町総合計画

第3期湯梨浜町地域福祉計画

福祉

地域福祉活動計画（社会福祉協議会）



子ども・子育て支援事業計画

介護保険事業計画・
高齢者福祉計画

第3期障がい者計画
第5期障がい福祉計画
第1期障がい児福祉計画

第2期福祉のまちづくり計画

健康ゆりはま21計画

男女共同参画プラン

あらゆる差別をなくする総合計画

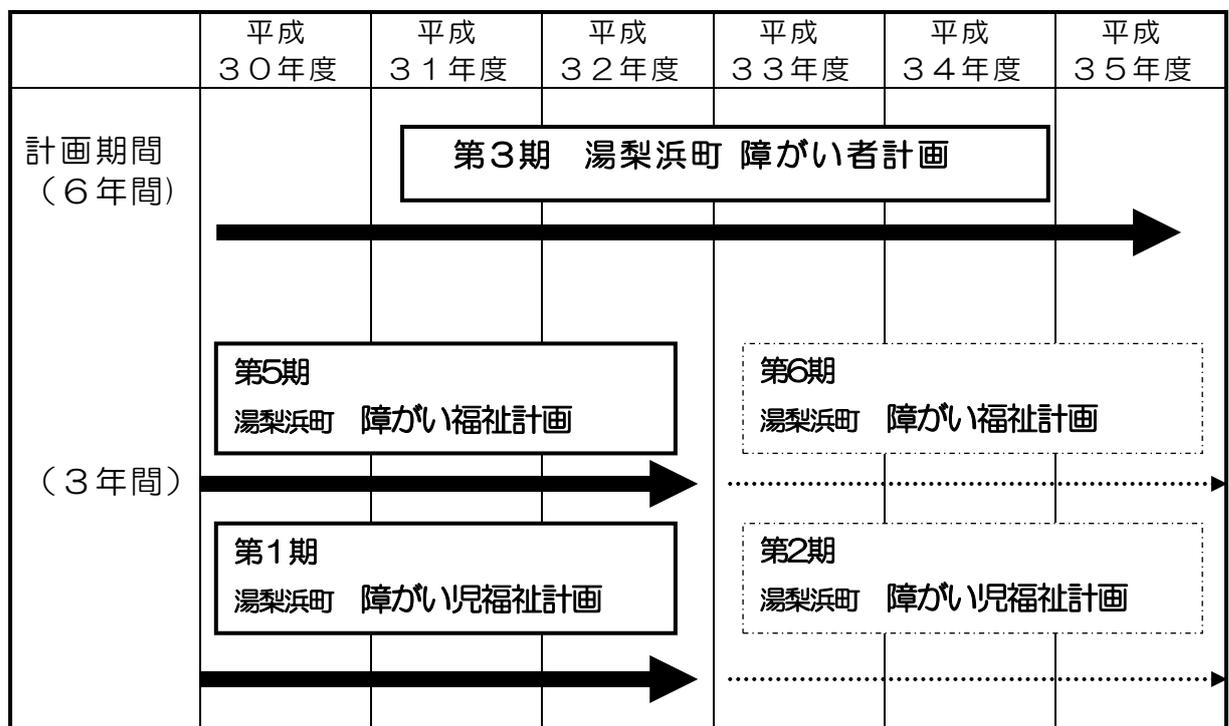
地域防災計画

医療・教育・防
災・人権・男女
共同参画

計画実施期間

本計画は、平成30年度を初年度とし、平成35年度までの6か年を計画期間として策定します。なお、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画及び児童福祉法に基づく障がい児福祉計画は3年を1期として定める計画とされていることから、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画については、平成30年度から平成32年度までの計画を策定します。

なお、本計画は今後の制度改革の動向や社会情勢の変化等に柔軟に対応できるように、必要に応じて見直しを行うものとします。



計画の基本的な考え方

本計画では、第2期障がい者計画の「基本理念」及び「目指す社会像」の概念を発展させるとともに、7つの基本目標を設定し、当該理念と社会像の実現に向けて、さまざまな具体的な施策を展開していきます。

「第3次 湯梨浜町総合計画」
みんなが主役 笑顔あふれる 湯梨浜町

共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり

目指す社会像

ライフステージのすべての段階で自分らしく生きることのできる社会づくり

お互いを尊重し、地域で支え合うことのできる共生社会づくり

すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

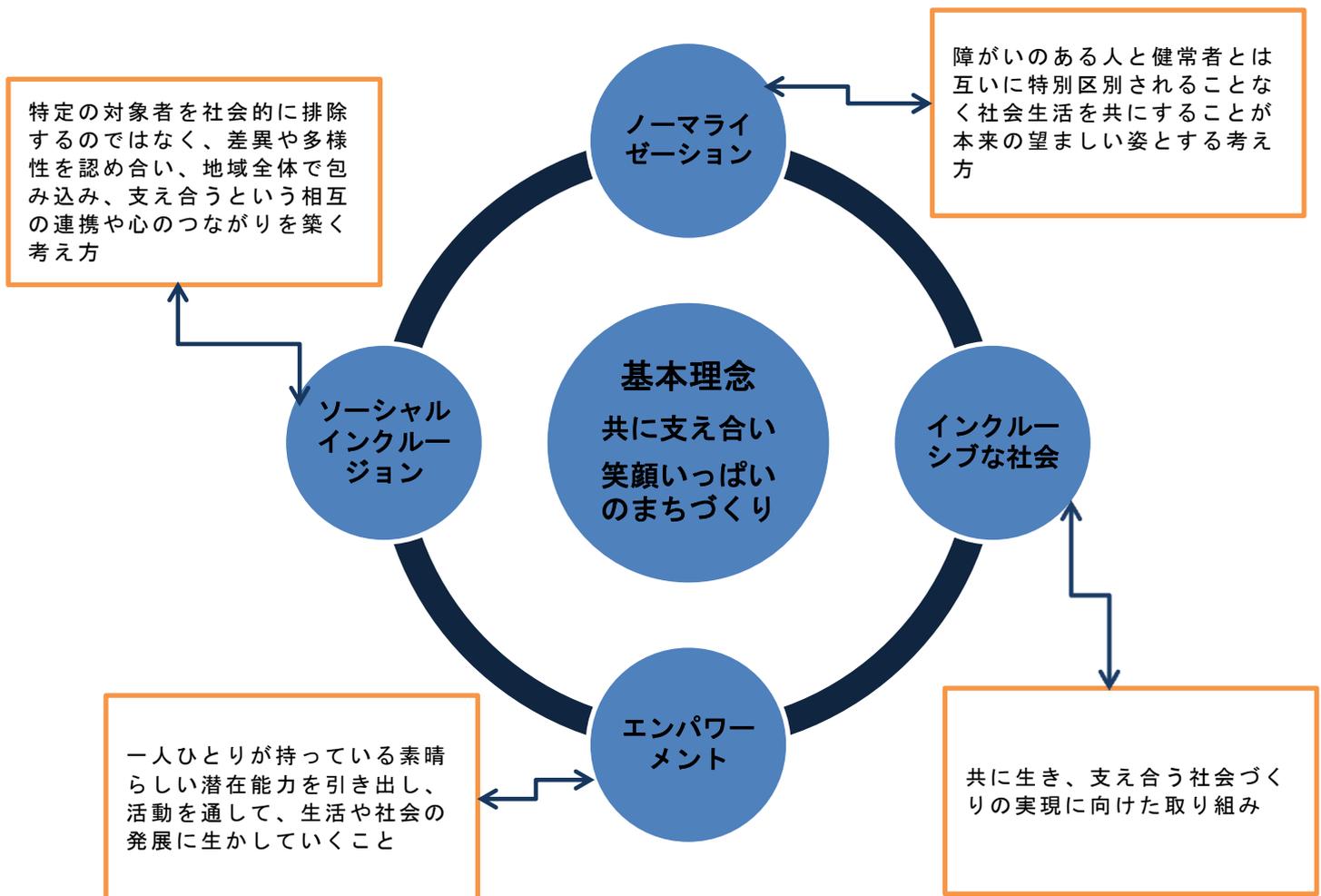
基本目標

1. 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進
2. 障がいのある人の社会活動支援
3. 健やかで安心できる保健・医療施策との連携・推進
4. 人にやさしい福祉のまちづくりの推進
5. 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進
6. 障がいのある人に対する地域生活の支援【障がい福祉計画】
7. 社会で生きる力を高める支援の充実【障がい児福祉計画】

計画の基本理念

共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり

本計画では第2期計画の基本理念を発展的に継承し、「ノーマライゼーション」、「ソーシャル・インクルージョン」、「インクルーシブ」の視点に加え、さらに「エンパワーメント」の視点を取り入れ、障がいのある人がその個性や能力を最大限活かして自分らしく心豊かに生活できる社会の実現に向けて、本町が取り組むべき障がい者施策の基本的方向を打ち出します。



目指す社会像

本計画においては、本町が目指す社会像を次のように設定します。

ライフステージのすべての段階で自分らしく生きることのできる社会づくり

障がいのある人が、自らの生き方を自己選択・自己決定し、自分の役割と居場所を見つけ、生き生きと暮らすことができる社会の実現が求められています。誰もがライフステージのすべての段階で主体性や自立性を発揮でき、就学、就労、地域活動や文化・スポーツ活動など多様な活動を通して社会に積極的に参画し、役割を果たすことができるように、あらゆる場面で合理的配慮を行うなど環境整備を行い、生きがいを持って生活できる社会づくりを目指します。

お互いを尊重し、地域で支え合うことのできる共生社会づくり

障がいのある人もない人も、地域で自立した生活を送るためには、福祉サービスといった「公助」はもちろんのこと、生活のさまざまな場面での他者や地域での協力、助け合いといった「共助」力を高めていくことが重要です。

公助の強化として、福祉・保健・医療分野を始め、教育・就労・住宅・まちづくりなどの関連部署とも連携の上、施策の効果的な実施を図ります。また公共、民間事業所などあらゆる供給主体が相互に連携し、公私協働に則った総合的かつ横断的なサービス提供に努めます。

また共助の強化として、障がいのない人に障がいの特性についての理解を深めていただくとともに、具体的な支え合い活動の実践と推進を図ります。一方で、障がいのある人も地域社会に積極的に参加できるよう、社会参加の促進を行い、障がいのある人、ない人が相互に理解を深めあえるような地域づくりを進めていきます。

本町では、行政と地域住民がスクラムを組んで、障がいのある人を支え、また障がいのある人も地域に積極的に参加するという地域福祉の認識に立った、一人一人が地域の中で共に支え合う社会づくりを目指します。

すべての人が安心して生活できるユニバーサルな社会づくり

平成28年10月に鳥取県中部地震が発生し、障がいのある人などの災害時における要配慮者への支援体制を含めた地域防災の強化が喫緊の課題となっています。障がいのある人の視点を取り入れた、災害時や緊急時にも強い安心・安全なまちづくりを推進していきます。

さらに障がいのある人が尊厳や権利を尊重され、自立した生活や社会参加を実現していくためには、公共施設などの物理的な障壁（バリア）が取り除かれるとともに、取り巻く人一人一人の心のバリアが取り除かれた、すべての人々が生活しやすい社会づくりが求められています。

本町では、誰もが安心して生活できる環境づくり、まちづくりという視点に立ち、さまざまな社会的バリアを取り除き、障がいのある人の生活を支える仕組みを構築し、すべての人が地域の中で安心して生活できるユニバーサルな社会づくりを目指します。

基本目標

以下について基本目標として捉え、施策の充実を図っていきます。

1 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進



障がいや障がいのある人に対する理解をさらに深めていくため、広報・啓発活動の充実に努め、誰もが住み慣れた地域で、安心してより豊かな生活を送ることができるよう、人権意識の高揚や福祉活動への参加を促進し、一人一人の尊厳を大切にしながら共生する社会づくりを進めます。

2 障がいのある人の社会活動支援

障がいのある人一人一人の働く意欲を尊重し、就労支援と就労機会の拡充などに努めます。聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、文化・スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図りながら、障がいのある人の社会活動・自立を促進し、自分らしく生きがいを持って豊かに生活できるよう、QOL（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を目指します。

3 健やかで安心できる保健・医療施策との連携・推進

障がいのある人がライフステージに応じて十分な保健・医療を受けられるよう、保健・医療機関をはじめ関係機関と連携しながら、障がいの早期発見から自立のためのリハビリテーションに至る一貫した体制の確立を図ります。また、発達障がいや高次脳機能障がい、精神に障がいのある人が、安心して十分な医療や保健・福祉サービスを受けられるよう精神保健福祉施策の充実に努めます。

4 人にやさしい福祉のまちづくりの推進

誰もが快適な生活を送ることができるよう環境、公共施設等の整備、移動手段の整備などのハード面の整備はもちろん、多様な障がいの特性に応じて、必要な情報が十分に提供され、容易に入手できるような体制づくりなどソフト面の整備を推進し、ユニバーサルデザインのまちづくり、人にやさしい福祉のまちづくりを進めます。

5 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進

東日本大震災、熊本地震及び平成28年10月に発生した鳥取県中部地震の教訓を生かし、障がいのある人など自力で避難することが困難な要配慮者の安全と安心を確保できるよう、公助だけでなく自助や共助力（地域防災力）を向上させ、「災害に強い湯梨浜町」の実現を目指します。

さらに、災害時だけでなく平常時の見守り体制の強化を図り、障がいのある人も含めて誰もが地域の中で安心して生活できるようなまちづくりを推進していきます。

6 障がいのある人に対する地域生活の支援【第5期障がい福祉計画】

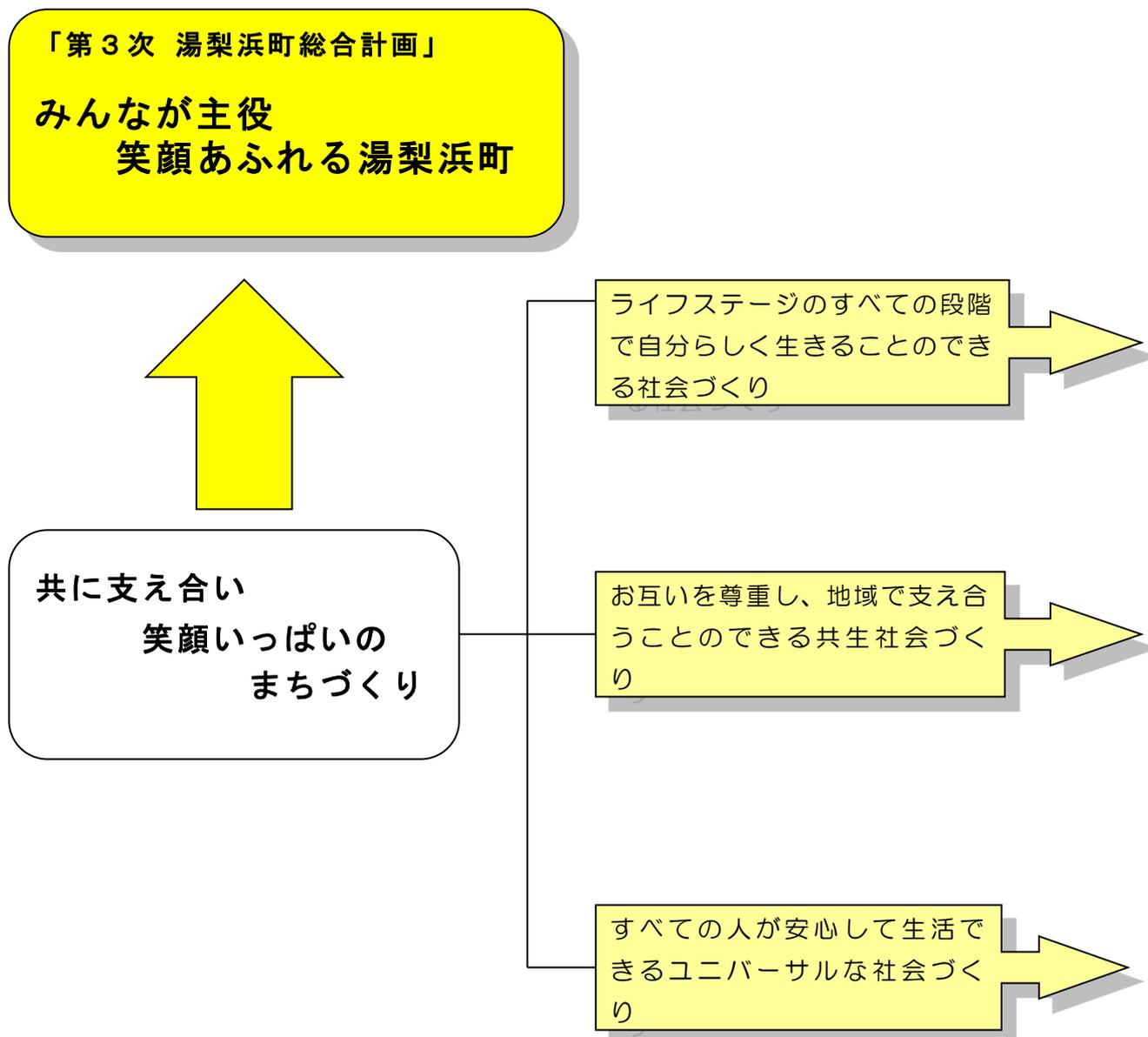
障がいのある人が安心した生活、より豊かな生活を送れるよう、本人や家族に対する相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を深めながら、地域生活を支える質の高いサービスの確保及び提供体制の整備を進めます。

7 社会で生きる力を高める支援の充実【第1期障がい児福祉計画】

障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、福祉、保健、医療、教育、就労支援等と連携した横断的な支援体制の充実を目指します。また子どもの将来の自立に向けて、生きる力を高めるとともに、障がいのある子どもを育てる保護者や家族に対し、障がいの疑いの段階から身近な地域での支援を行い、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援を提供する縦断的な体制の構築を図ります。

施策の体系

【目指す社会像】



【基本目標】

【施策の展開】

【主な事業例】

1. 心のバリアフリーと地域における支え合い活動の促進

- 共生社会への啓発活動の推進
- 人権・権利擁護の推進
- 地域における支え合い活動の促進

- ・あいサポート運動の推進
- ・ヘルプマークの普及促進
- ・障がいのある人の人権に関する啓発・広報活動の充実
- ・福祉教育の推進
- ・地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）の推進
- ・地域の見守り・支え合い活動の活性化
- ・交流機会拡大、充実による相互理解の促進

2. 障がいのある人の社会活動支援

- 就労の支援
- コミュニケーション支援の充実
- スポーツ、レクリエーション、生涯学習の充実

- ・障がい者雇用の促進、普及啓発
- ・福祉的就労の推進と一般就労への移行支援
- ・就労定着支援
- ・視覚障がいのある人の情報伝達支援の充実
- ・町行事における手話通訳者の派遣促進
- ・移動手段の支援
- ・生涯学習の推進
- ・障がい者スポーツの推進

3. 健やかで安心できる保健・医療施策の連携・推進

- 健康づくり、予防活動の充実
- 保健、医療との連携
- 発達障がい、高次脳機能障がい、精神障がいのある人への支援
- 多面的な関わりを要する人への支援

- ・健康教育、健康相談の充実
- ・妊産婦、乳幼児に対する支援
- ・早期療育体制の強化
- ・在宅医療・在宅ケアの充実
- ・発達障がい、高次脳機能障害のある人の相談支援体制の充実
- ・精神疾患・精神障がいの理解促進
- ・思春期からのメンタルヘルスに対する相談支援体制の確立
- ・ひきこもりの人への支援推進

4. 人にやさしいまちづくりの推進

- 福祉のまちづくりの総合的推進
- 住宅・生活環境の整備
- 道路・交通環境等移動手段の整備

- ・公共施設のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化の推進
- ・福祉のまちづくり計画の推進
- ・住宅のバリアフリー化の推進
- ・歩行空間の整備
- ・ハートフル駐車場の利用促進

5. 災害時・緊急時のときにも安全で安心なまちづくりの推進

- 日常における支え愛活動の推進
- 災害時支援体制の強化

- ・支え愛マップの普及、活用
- ・防災訓練の充実
- ・福祉避難所の整備検討
- ・自主防災組織の育成強化
- ・障がいのある人の防災・減災対策

6. 障がいのある人に対する地域生活の支援
(第5期障がい福祉計画)

- 福祉施設入所者の地域生活への移行
- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援拠点等の整備
- 福祉施設から一般就労への移行

- ・障害福祉サービスの充実
- ・相談支援体制の整備
- ・地域生活支援事業の整備
- ・町単独事業の推進

7. 社会で生きる力を高める支援の充実
(第1期障がい児福祉計画)

- 子どもの年齢・発達に即した支援の充実
- 障がいのある子どもの療育・保育・教育・福祉の充実

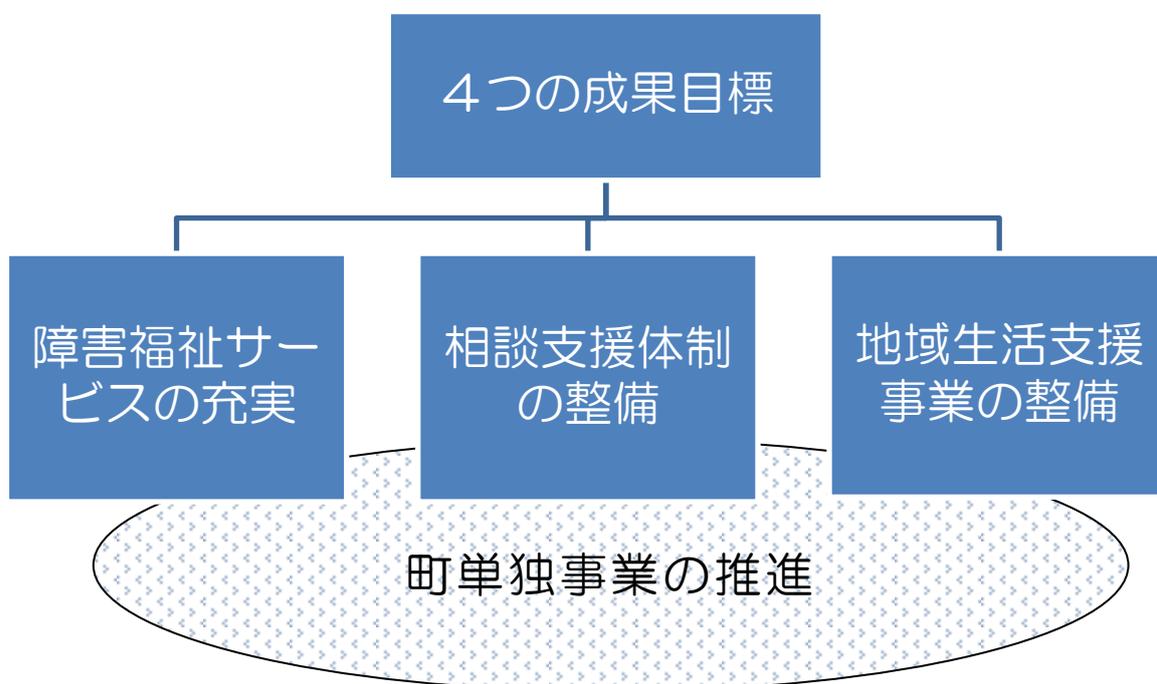
- ・子育て世代包括支援センターの充実
- ・気づきから支援につながる早期療育体制の強化
- ・特別な支援を要する子どもの保育の充実
- ・特別支援教育の充実
- ・就学相談・教育相談の充実
- ・放課後等デイサービスなど障がい児通所支援事業の充実
- ・就労・訓練・活動への支援と仕組みづくり
- ・学校から社会、地域への円滑な移行
- ・教育・福祉・労働の連携の強化

第5期 障がい福祉計画

基本目標6 「障がいのある人に対する地域生活の支援」

成果目標（計画期間が終了する平成32年度末の目標）

- (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援拠点等の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行



障害福祉サービス

訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、
重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続
支援、就労定着支援、療養介護、短期入所

居住系サービス

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）、
施設入所支援

相談支援

相談支援

計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

地域生活支援事業

理解促進研修・啓発事業

あいサポート運動の普及促進

自発的活動支援事業

当事者会、家族会の運営支援

相談支援事業

基幹相談支援センター等機能強化事業、相談員支援事業

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用にあたっての費用助成

成年後見制度法人後見支援事業

中部成年後見支援センターミッドレーベンに事業委託

意思疎通支援事業

点訳・朗読奉仕員養成研修事業、手話通訳者派遣事業、中部圏域聴覚障がい者生活支援事業

日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図るための用具の給付

手話奉仕員養成研修事業

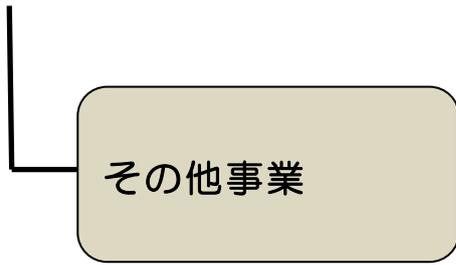
手話奉仕員養成委託事業

移動支援事業

ガイドヘルパー等派遣

地域活動支援機能センター強化事業

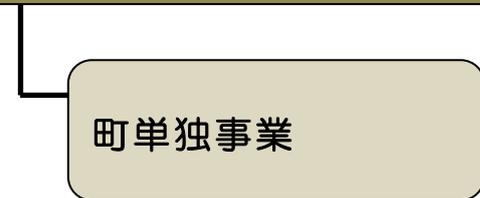
創作活動または生産活動の機会提供、社会交流の促進を目的とした地域活動支援センター（みんなの家）の事業支援



日常生活支援（訪問入浴サービス、日中一時支援）

社会参加促進事業（レクリエーション活動等支援、点字・声の広報等発行事業、自動車改造費助成事業、運転免許取得費助成事業）

町単独事業



心身障がい者医療費助成事業、心身障がい者交通費助成事業、障がい児・者インフルエンザ予防接種助成事業、ストマ利用者基準外負担半額補助、障がい者等タクシーチケット助成事業

成果目標

① 「福祉施設入所者の地域生活への移行」

項目	数値	備考
平成28年度末入所者数 (A)	30人	
目標年度入所者数 (B)	29人	平成32年度末時点の入所者数を平成28年度末時点から2%以上削減
【目標値】削減見込 (A-B)	1人	
【目標値】地域生活移行者数	3人	平成28年度末時点の施設入所者の9%以上の移行

② 「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」

項目	目標
市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	県中部圏域での設置

③ 「地域生活支援拠点等の整備」

項目	目標
地域生活支援拠点等の整備	県中部圏域での設置

④ 「福祉施設から一般就労への移行」

(1) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	備考
福祉施設から一般就労への移行	3人	平成28年度実績 2人 $2人 \times 1.5 \div 3人$

(2) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	備考
就労移行支援事業の利用者数	5人	平成28年度末時点 利用者 4人 $4人 \times 1.2 \div 5人$ 平成32年度末において平成28年度末実績の2割以上増加

重点事業

(1) 障害福祉サービスの充実

① 訪問系サービス

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
居宅介護	45	49	53	人/月
	620	710	820	時間/月
重度訪問介護	1	1	1	人/月
	150	150	150	時間/月
同行援護	5	5	5	人/月
	70	70	70	時間/月
行動援護	1	1	1	人/月
	10	10	10	時間/月
重度障害者等 包括支援	0	0	0	人/月
	0	0	0	時間/月

② 日中活動系サービス

【個別サービスの活動指標（見込量）】

※「人日分/月」とは「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用人数で算出されるサービス量」

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
生活介護	41	42	43	人/月
	808	816	824	人日分/月
自立訓練 (機能訓練)	1	1	1	人/月
	22	22	22	人日分/月
自立訓練 (生活訓練)	0	0	0	人/月
	0	0	0	人日分/月
就労移行支援	3	4	5	人/月
	45	60	75	人日分/月
就労継続支援 (A型)	8	9	10	人/月
	164	190	220	人日分/月
就労継続支援 (B型)	57	58	10	人/月
	1,109	1,136	1,163	人日分/月
就労定着支援	0	1	1	人/月
療養介護	4	4	4	人/月
短期入所 (医療型)	3	3	3	人/月
	18	18	18	人日分/月
短期入所 (福祉型)	1	1	1	人/月
	6	6	6	人日分/月

③ 居住系サービス

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
自立生活援助	0	1	1	人/月
共同生活援助	20	20	20	人/月
施設入所支援	28	26	24	人/月

(2) 相談支援体制の整備

① 相談支援

【個別サービスの活動指標（見込量）】

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
計画相談支援	33	37	38	人/月
地域移行支援	2	2	2	人/月
地域定着支援	1	1	1	人/月

(3) 地域生活支援事業の整備

	平成30年度		平成31年度		平成32年度		備考
理解促進研修・啓発事業	100人		100人		100人		あいサポーターになった人数
自発的活動支援事業	実施		実施		実施		当事者会・家族会の運営支援
相談支援事業	実施（委託）		実施（委託）		実施（委託）		中部障がい者地域生活支援センターへ委託
成年後見制度利用促進事業	1人		1人		1人		見込者数
成年後見制度法人後見支援事業	実施（委託）		実施（委託）		実施（委託）		中部成年後見支援センター「ミッドレーベン」へ委託
意思疎通支援事業	12人/月		12人/月		12人/月		手話通訳者・要約筆記者派遣事業
日常生活用具給付等事業	164件		168件		172件		件数/年
手話奉仕員養成研修事業	実施（委託）		実施（委託）		実施（委託）		鳥取県聴覚障害者協会へ委託
移動支援事業	25人	86時間 (月)	26人	88時間 (月)	27人	90時間 (月)	
地域活動支援センター事業	12人	180 人日/月	12人	180 人日/月	12人	180 人日/月	「人日/月」とは1か月あたりの利用者数

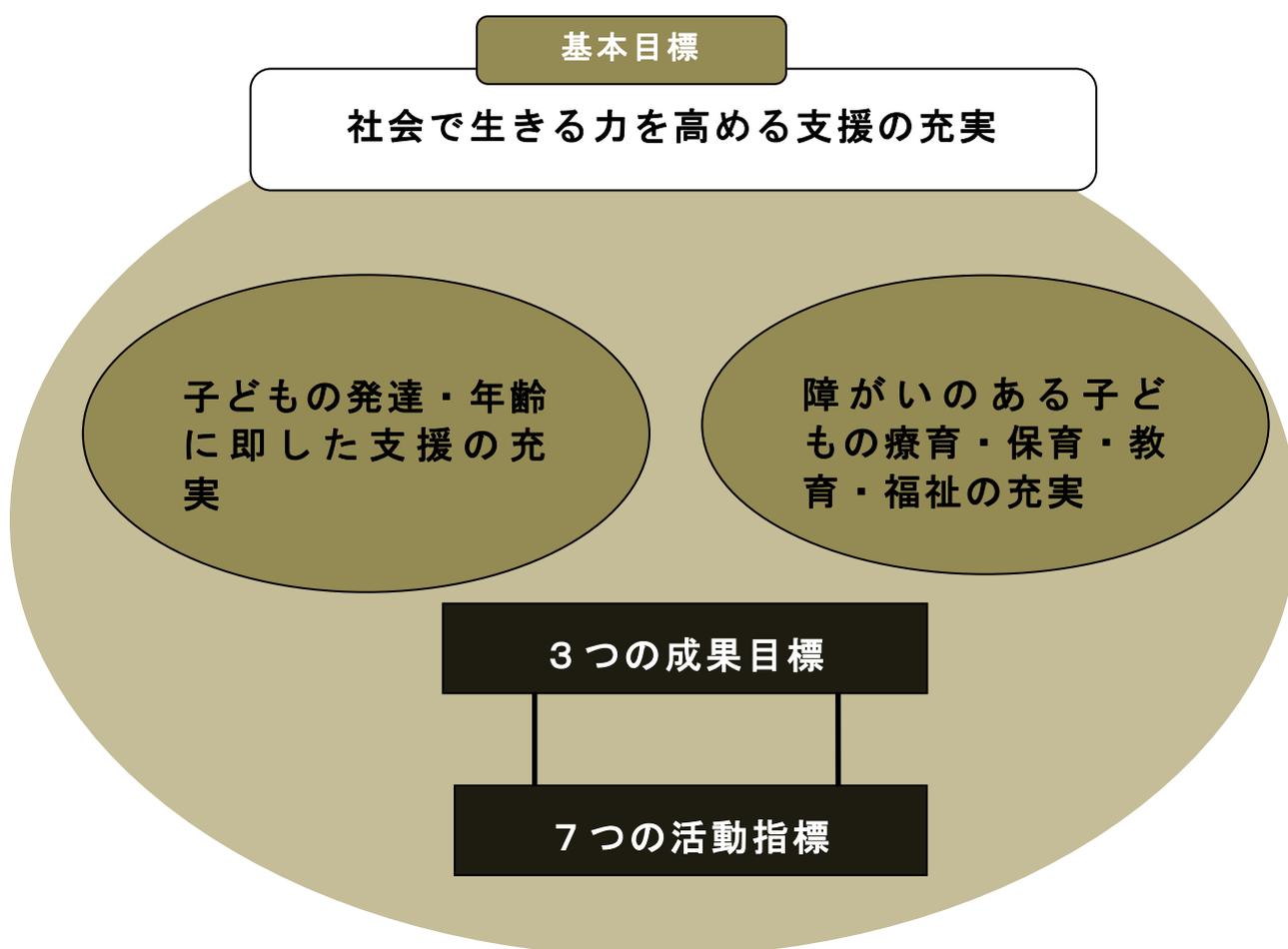
日常生活支援	実施	実施	実施	訪問入浴サービス、日中一時支援
社会参加促進事業	実施	実施	実施	点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車改造費助成事業、自動車運転免許取得事業

第1期 障がい児福祉計画

基本目標7 「社会で生きる力を高める支援の充実」

成果目標

- (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
- (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置



成果目標

①「児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」

項目	数値	備考
児童発達支援センターの設置	設置	県中部圏域で1つの設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	実施	県中部圏域で体制構築

②「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」

項目	数値	備考
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	設置	県中部圏域で1つの設置
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	設置	県中部圏域で1つの設置

③「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」

項目	数値	備考
医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場	設置	県中部圏域で1つの設置

活動指標

※「人日分/月」とは「月間の利用人数」×「1人1月当たりの平均利用人数で算出されるサービス量」

区分	見込量			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
児童発達支援	9	10	11	人/月
	50	56	62	人日分/月
医療型児童発達支援	4	4	4	人/月
	47	47	47	人日分/月
放課後等デイサービス	20	22	24	人/月
	262	288	314	人日分/月

保育所等訪問 支援	18	20	22	人/月
	34	38	42	人日分/月
居宅訪問型 児童発達支援	1	1	1	人/月
	5	5	5	人日分/月
障害児相談 支援	28	30	32	人/月
コーディネー ターの配置	0	0	1	人

子ども・子育て支援事業等の利用ニーズについて

区分	定量的な数値(見込)			単位
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
第1号認定	2	2	2	人
第2号認定	12	13	14	
第3号認定	2	3	3	
放課後児童 クラブ	25	25	25	

計画の推進体制

① 全庁的な推進体制

障がいのある人やその家族等へのきめ細やかなサービスを総合的・一体的に提供できるよう、庁内の福祉・保健・医療・教育・労働・まちづくりなど関係課等との連携をより一層強化するとともに、一体となって体系的、効果的に施策を推進します。

② 関係機関・団体との連携

障がいのある人に対する各種サービスの充実を目指し、福祉・保健・医療はもとより、教育・労働などそれ以外の分野に関係機関・団体との連携を図るとともに、社会資源の開発・改善等を推進します。

③ 住民との協働による地域福祉の推進

「自助」「共助」「公助」の理念のもと、住民の自主的な活動を拡げていくとともに、行政等で解決できない問題については、地域や支援者等で助け合っていく地域福祉の推進を図ります。

計画の進行管理

この計画の具体的な事業の展開については、湯梨浜町総合計画の実施計画の中で実施していきます。

また、本計画を着実に推進していくため、町障がい者地域自立支援協議会において事業の進捗状況の把握、点検をしていきます。さらに、必要に応じて障がいのある人および関係者の意見が反映できる機会を設定するなど、施策・事業の有効性についての検証を行い、効果的で適切な施策・事業を実施します。

行財政の効率的運用

今後増大する福祉ニーズに的確に対応するため、行政改革に積極的に取り組みながら、より効果的・効率的な事業展開を図ります。

また、障がい福祉関連法の動向や医療保険、年金、介護保険などの社会保障制度の見直しなど国の動向を見極めながら弾力的な運用を行うよう努めます。

共に支え合い笑顔いっぱいのまちづくり

自助：障がいのある人

合理的配慮に基づく

- ・ 自己決定や自立した活動
- ・ 社会のあらゆる分野の活動参加

連携・協力、一体となった取り組み

共助：地域、支援者

- ・ 障がいの正しい理解と必要な支援の提供
- ・ 地域の情報や資源の有効活用
- ・ 互いを支え合う地域づくり

公助：行政

- ・ 障がいの理解について普及・啓発
- ・ 障がいのある人やそれを支える人への支援体制の基盤整備
- ・ 地域のニーズを踏まえた政策形成と推進

- 第3期 湯梨浜町障がい者計画
- 第5期 湯梨浜町障がい福祉計画
- 第1期 湯梨浜町障がい児福祉計画

発行 湯梨浜町

平成30年3月

編集 湯梨浜町総合福祉課

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1

電話 (0858) 35-5374

FAX (0858) 35-5376